

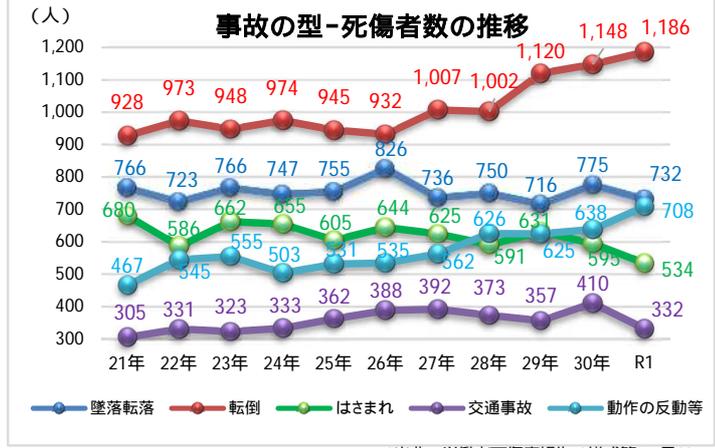
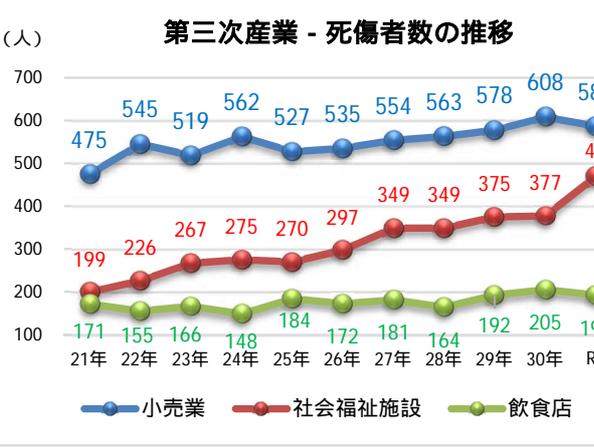
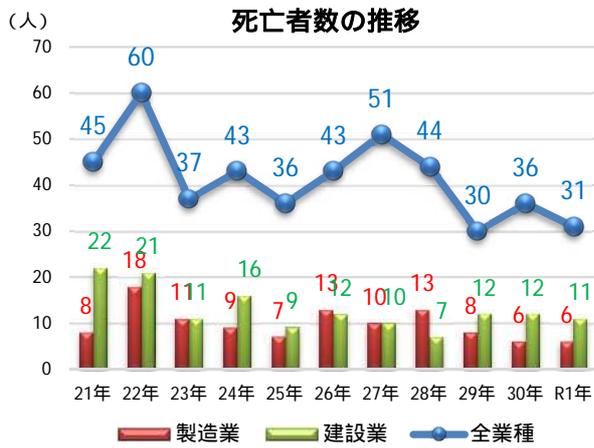
兵庫労働局労働基準部安全課

平成30年度を初年度とする『兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画』(以下「13次防」といいます。)の3年目にあたり、13次防の災害減少目標達成に向け、労働災害防止対策の一層の推進を図ります。特に、安全確保の重要点である働く人の命を守るという原点に戻り、死亡災害の大幅削減に取り組みます。



兵庫リスク低減MS運動に参加しましょう!
スローガン 『残留リスクを見逃さず 達成しよう ゼロ災害』

1 労働災害発生状況



(出典：労働者死傷病報告(様式第23号))

死亡災害

令和元年における全産業の死亡者数は31人で、平成30年(以下「前年」という。)と比較して5人(13.9%)の減少となりましたが、13次防2年目の減少目標であった死亡者数28人を上回る結果となりました。

「業種別」で見ると、製造業は前年と同数の6人で、減少は見られませんでした。建設業は11人で、前年より1人減少しましたが、高止まりの状況です。

製造業の死亡者数6人のうち、はさまれ・巻き込まれ災害は3人、建設業の死亡者数11人のうち、墜落・転落災害は4人と在来型災害が多発しています。

その他、陸上貨物運送事業6人(対前年比1人減少)、第三次産業6人(対前年比4人減少)となりました。

「事故の型別」では、「墜落・転落」が9人で最も多く、次いで「交通事故」が8人、「はさまれ・巻き込まれ」5人、「激突され」3人、「有害物等との接触」2人、これ以外の事故の型で4人となりました。

死傷災害

令和元年における全産業の死傷者数は4,926人で、前年と比較して、116人(2.3%)減少しましたが、13次防の2年目の減少目標であった死傷者数4,698人は上回る結果となり、平成29年比では2.8%増加することとなりました。「業種別」でみると、製造業は1,182人で、1,200人は下回ったものの、依然1,100人台を推移しています。建設業は473人で前年から8.7%減少しましたが、平成29年比では1人の減少にとどまっています。

第三次産業のうち、小売業、社会福祉施設、飲食店は、高止まりの状況で推移し、中でも社会福祉施設は年々増加傾向を示し、前年比で93人増加(24.7%増)の470人となり、建設業の死傷者数に近似する状況です。

「事故の型別」では、「転倒災害」が1,186人で最も多く、次いで「墜落・転落災害」732人、「動作の反動・無理な動作」708人、「はさまれ・巻き込まれ災害」534人、「交通事故」332人となっています。

2 目標

2020年度は、「兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画」の3年目(中間年)であることから、労働災害の減少目標(死亡者数を2017年(平成29年)と比較して2022年(令和4年)までに15パーセント以上減少、死傷者数を5パーセント以上減少)を達成するため、今年度は、「労働災害による死亡者数を27人以下、休業4日以上死傷者数を4,651人以下」とすることを目標として、以下の労働災害防止対策を積極的に推進します。

3 本年度の重点的取組

死亡災害の撲滅を目指した対策の推進



職場における安全対策

建設業対策	製造業対策	林業対策
<p>(1) 労働安全衛生規則(以下「安衛則」)に基づく足場からの墜落防止措置、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく対策の周知徹底、「本足場」の設置、「手すり先行工法」の採用等を指導します。</p> <p>(2) はしご、屋根等からの墜落・転落防止対策として「はしご・脚立作業の安全対策リーフレット」、「屋根上作業標準マニュアル」の周知を図ります。</p> <p>(3) フルハーネス型墜落制止用器具(安全带)に係る「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」の周知を図ります。</p>	<p>(1) 重篤な機械災害となる「はさまれ・巻き込まれ災害」、食品加工用機械による「切れ・こすれ災害」の防止を重点に、労働災害防止対策を指導します。</p> <p>(2) クレーン、移動式クレーン作業及び玉掛け作業に係る死亡災害を防止するため、リスクアセスメントの取組、作業計画に基づく作業の徹底、運転合図の徹底、玉掛け作業の安全に係るガイドライン等の指導を行います。</p> <p>(3) 高経年設備の劣化状況の調査結果を活用し、計画的な設備の更新、優先順位を付けた設備の定期的な点検・補修等の実施について指導します。</p>	<p>(1) チェーンソーによる伐木等作業の特別教育の実施等、改正安衛則の周知を図ります。</p> <p>(2) 「チェーンソーによる伐木作業の安全対策」、「林業作業現場の緊急連絡体制の整備等」のガイドライン等の周知を図ります。</p>

『兵庫リスク低減MS運動』を通じて、経営トップの強い関与によって残留リスクの低減に努めましょう!!

労働災害の減少がみられない業種等への対応

第三次産業(小売業、社会福祉施設、飲食店)対策	陸上貨物運送事業対策
<p>(1) 13次防の計画期間を通じて「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動(以下「安全推進運動」という。))を展開し、管内の主要な多店舗展開企業等の本社等に対し、安全推進運動の取組を指導します。</p> <p>(2) 「職場の危険の見える化実践マニュアル」の活用、「危険の見える化」の取組について周知します。</p>	<p>(1) 5大災害(「墜落・転落」、「荷崩れ」、「フォークリフト使用時の事故、無人暴走及びトラック後退時の事故」)を防止するため、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の取組を指導します。</p> <p>(2) 荷主等事業者に対して、安全設備の設置等の安全対策が図られるよう周知します。</p>

業種横断的な労働災害防止対策の推進

転倒災害防止対策 (STOP! 転倒災害プロジェクト)	交通労働災害防止対策	非正規雇用労働者等の労働災害防止対策
<p>(1) 労働災害防止団体等とも連携し、「今後の転倒災害防止対策の推進について(令和元年6月17日付け基安発0617第1号)」に基づき、「STOP! 転倒災害プロジェクト」の周知、指導を行います。</p> <p>(2) 高年齢労働者、降雪地帯への周知、転倒災害防止用の視聴覚教材を活用した教育促進を図ります。</p>	<p>(1) 春、秋の交通安全運動実施期間、全国安全週間及び同準備期間等の機会を捉え、警察署、関係行政機関等とも連携して、広く「交通労働災害防止のためのガイドライン(平成25年5月28日付け基発0528第2号、平成30年6月1日最終改正)」の周知啓発を図ります。</p>	<p>(1) 高年齢労働者の安全と健康の確保のための「高齢者ガイドライン」、「エイジアクション100」の周知を図ります。</p> <p>(2) 「外国人労働者の雇用管理の改善等の指針」(平成19年8月3日厚生労働省告示第276号)を周知します。また、安全衛生教育の実施、労災防止の日本語教育、標識・掲示等の周知、指導を図ります。(厚生労働省ホームページ「職場のあんぜんサイト」に視聴覚教材等が掲載されています。)</p>